

## 本市の対応変更方針

### 1. 外出について

市民に対し、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の実践の継続について協力を要請。その際、特に次の内容について協力を要請。

【5月31日まで】

○接待を伴う飲食店など、これまでにクラスターが発生した施設への外出を控えること

○レジャーなど、不要不急の府県をまたいだ移動を控えること

【6月1日～6月18日】

○一部首都圏（埼玉、千葉、東京、神奈川）、北海道との間のレジャーなど、不要不急の移動を控えること

「新しい生活様式」の実践例

- ①身体的距離の確保（人との間隔はできるだけ2m確保）
- ②マスクの着用（症状がなくてもマスクを着用）
- ③手洗い（家に帰ったらまず手や顔を洗う。手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う）
- ④在宅勤務（テレワーク）等の取組みを推進
- ⑤「大阪コロナ追跡システム」への登録・利用 など

### 2. イベントの開催について

適切な感染防止策の実施と、感染者発生に備えた「大阪コロナ追跡システム」導入の実施と民間イベント主催者への要請。開催規模については、以下の参加人数かつ収容率の範囲内を目安とすること。

【参加人数の上限】

6月18日まで

○屋内：100人以下      ○屋外：200人以下

6月19日～7月9日

○屋内・屋外：1,000人以下

○全国的な人の移動を伴うイベントは、無観客で開催

7月10日～7月31日

○屋内・屋外：5,000人以下

【収容率】

○屋内：収容定員の半分以上の参加人数とすること

○屋外：人と人との距離を十分に確保できること

※適切な感染予防対策が実施されていないイベントや、リスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛を要請することもある。

### 3. 施設の休館

【令和2年6月1日（月）から準備ができ次第開館する施設】

国・大阪府や業界団体が専門家の知見を踏まえ作成した感染予防のガイドラインを遵守することを条件に、休止を解除。但し、業界団体等がガイドラインを作成するまでの間は、府が定めるガイドラインによるものとする。

不特定多数の者が利用する施設では「大阪コロナ追跡システム」の導入や施設利用者の名簿作成など追跡対策を実施。

また、施設ごとに制限内容を設けるとともに、段階的な開館方法も採用することとし、利用者以外の進入などの対策も講じる。

開館する施設において、イベントの自粛によるものや学校休業期間の変更に伴う予約分のキャンセルについては、利用料金を徴収しない。

- ・ウェルネスフォレスト三日市
- ・市民総合体育館のトレーニングルーム

### 4. 新型コロナウイルス関連肺炎対策本部について

本市の対策本部は引き続き設置する。コールセンターの土日祝日の配備体制は、状況の変化により、平日のみの対応に縮小するなどの変更も行う。

### 5. 職場体制について

今後の市の組織体制については、いつ何が来るかわからないので危機管理体制は継続する。よって、下記の項目は継続する。

- ・職員及び来庁者の感染予防対策を強化。
- ・窓口対応から電話、メール又は郵送等への切り替えができるものについては、切り替えを行い、可能な限り対面での接触を減らす工夫をする。
- ・対面による会議は、中止または延期し、電話、FAX、メール等を利用する他、積極的にWEB会議システムを利用するなどの措置を講じる。
- ・河内長野市職員の早出遅出勤務に関する規則に基づき、公共交通機関を利用する職員の時差出勤を実施する。